

評価基準

1 特定方法

国際園芸博覧会花きPR業務プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、企画提案書の特定を行う。

2 評価方法

(1) 評価委員会の各委員は、提出された企画提案書と各事業者が行うプレゼンテーションの内容を審査し、評価項目について採点する。

(2) 評価項目・評価基準及び採点方法は次のとおりとする。

下記の評価項目の項目毎に評価する。評価項目ごとの採点は、20点満点又は15点満点、10点満点、5点満点で行い、下表の評価の基準で行う。

評価項目		評価のポイント	配点
基本事項 (10点)	①目的・内容の妥当性	・業務の目的、内容は合致しているか。	5点
	②同種・類似業務の実績	・同種・類似した業務の実績があるか。 ・本業務に適した技術力を有しているか。	5点
提案に対する評価 (85点)	③業務遂行の体制	・安定的に業務を遂行する能力・体制が整っているか。 ・事業実施全体スケジュールは、具体的かつ実現可能な内容か。	10点
	④提案の内容	・業務の目的に合った展示内容となっているか。	20点
		・来場者を惹きつける展示内容となっているか。	15点
		・浜松市の魅力を適切に表現しているか。	15点
		・展示物が良好な状態に保たれるような企画となっているか。	15点
	⑤収支計画	・独自収入など予算上の工夫があるか。	5点
⑥その他	・その他加点に値する効果的な提案がされているか。	5点	
⑦社会貢献活動等に係る認証等の有無 (5点)	企画提案書の提出期限日時時点で次に掲げる認証等を保有しているか。 (加点方法) 評価項目の取得数により以下の配点とする。 1項目取得…1点 2～3項目取得…3点 4項目以上取得…5点 (対象となる認証等) (1)浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証 (2)浜松市消防団協力事業所の認定	5点	

	(3) 浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定 (4) 健康経営優良法人の認定（経済産業省） (5) 浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定 (6) 浜松市企業の CSR 活動表彰（注 1）	
合計		100 点

注 1 浜松市企業の CSR 活動表彰では、企画提案書提出期限日の 2 年前の日までの間において、以下のいずれかに該当する事業所が加点対象となる。

- ・ Star Prize 制度マイスター認定事業所
- ・ 優秀賞、特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所（※3 つの賞以外の受賞実績は対象外です。）

3 企画提案書の特定

- (1) 各評価委員の採点の合計点を合計し評価委員数で除したものを評価点とする。
- (2) 評価点 60 点以上を提案特定の基準とする。
- (3) 提案者が複数の場合には、評価点が一番高い提案者の企画提案書を特定する。提案された全ての企画提案書について書類審査を行い、ヒアリング対象者を評価上位 3 者程度に選定する。
- (4) (2)、(3) にもかかわらず、評価項目のうち評価委員 1 人でも 0 点がある場合は、そのまま特定するか、条件を付して特定するか、又は、特定を見送るか等を検討する。
- (5) 提案者が 1 者の場合でも、(1) ～ (4) を適用する。
- (6) 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
評価項目「④提案の内容」の点数が高い者を上位とする。